

(仮称) 自治基本条例素案検討委員会会議録 (概要)

会 議 名	第 8 回会議録
開 催 日 時	平成 21 年 12 月 20 日 (日) 13 : 30 ~ 16 : 00
開 催 場 所	尾西生涯学習センター 6 階 大ホール
出席委員氏名	青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、鵜飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計 16 名
欠席委員氏名	岩原委員 計 1 名
出席した市職員	企画部次長、企画政策課長、同副主監 1 名、同主査 2 名、同主任 1 名 計 6 名
会 議 事 項	1. 条文素案の検討
会 議 内 容	
	<p><u>市民憲章唱和</u></p> <p style="text-align: center;">(市民憲章唱和)</p>
松下委員長	<p><u>条文素案の検討について</u></p> <p>今日の大まかな展開ですが、最後まで通してやりたいと思います。法規の審査とかさまざまな別の審査もありますので、早めに検討を一回終えて、できれば最後までいきたいと思います。</p>
八木委員	<p>議事に入る前に委員長にお願いがございます。11月8日の第6回一宮市自治基本条例素案検討委員会での私の発言で一部訂正があります。「議会運営委員会で自治基本条例について先進市に行った」と発言させていただきましたが、正しくは、自治基本条例ではなく議会基本条例でありました。11月の5日、6日に所沢市と松戸市へ議会基本条例について調査に行ったということでございます。</p> <p>どうか訂正いただきますよう、よろしく申し上げます。</p>
事務局(企画政策課長)	<p>ただ今のことについて説明させていただきます。11月8日の第6回の会議録がありましたら開いてください。19ページを見ていただきますと、上の方に八木委員の発言があります。八木委員の発言の中の上から4行目あたり、「先週の議会運営委員会</p>

	<p>での自治基本条例について先進市に行っております」という発言がございますが、「自治基本条例ではなくて議会基本条例」ということでございます。この部分の訂正ということでございます。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>とても誠実な対応でありありがとうございました。 それでは内容に入っていきたいと思えます。第8条からです。条文を読んでいただいて確認をしていきたいと思えます。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>〈「第8条(参加の機会の保障)」朗読〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>いかがでしょうか。 私から2点あります。1つは、子どもの参加についてです。提言書には子どもの参加の権利が明文化してあったのですが、市民の参加の権利とダブルなので、それを書くと限定的になるのではないかと、市民の権利が広いように感じて、子どもの権利が狭められるのではないかとという問題提起をしました。ならば、子どもは宝なので、子どもについては、特に、参加する機会を設ける、例えば、流山市の12条にあるように、子どもの参加の権利を入れたらいいのではないかと私は言ったような記憶があります。それがなくなっているのは何か意図があったのですか。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>子どもの参加の権利に関しては、結論的には条文の中には入れないということではなかったかと記憶しています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>私はそういうふうにしたつもりはなかったのですが。 子どもは市民であることは間違いないのですが、子どもの参加の機会、子どもの意見表明の機会をあえて書いたほうが、このまちのためにはいいのではないかと問題提起です。議論していただきたいと思えます。 子どもも市民だから、あえていれなくてもいいのではないかとという意見もあると思えます。 比較としては、流山の条文が例です。</p>
<p>八木委員</p>	<p>私は委員長の意見に賛成です。子ども会の会長をしています</p>

<p>浅野委員</p>	<p>が、こういう言葉を入れていただきますと……。一宮市民憲章にも「のびやかに青少年が育ち」とあるので、あえて入れるのは賛成です。</p> <p>私も賛成です。一宮市の総合運動場の清掃活動・植樹活動をしており、今回で12回目になります。一昨年あたりから参加してもらう人の対象を、運動場を使用される方がお返しとしてやるべきではないかと考え、他のボランティア団体に呼びかけるのではなく、運動場を運営している県の事業団とも打ち合わせをしまして、スポーツ団体に声をかけたところ、900人集まってくれました。その中の半数ぐらいが中高校生ということでした。子どもたちが事業活動に参加する経験を持つということを目の当たりにしていますので、ぜひ入れていただきたいと思っています。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>おおまかには賛成ですが、子どもというのは小学生までということですか。もし例えば、子どもが18歳以下とか20歳以下ということならば、考え方次第ですが、中高大学生は、ルールにのっとらないで自分たちの意見を爆発させることの方が大事なような気がします。枠に入れるというのは大人の論理であって、そうじゃないところに彼らの問題点が出てくるのではないかと、私が普段の生活を見ていてそう思います。</p> <p>幼児などの意思表示ができない子ども達を指すのではなく、そうじゃないところの君達このルールに沿っていきなさいという形になるのであれば、今作ろうとしているものの基本の理念から少し外れてくるという気がいたします。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>私も八木委員と同じで児童育成協議会の理事であります。児童・子どもというのを入れていただければ、幸せだと思います。</p>
<p>太田委員</p>	<p>私は谷口さんに賛成です。どこで括るかというと、子どもというのが小学生、保育園そこまでの話なのか、中学生・高校生・大学生なのかと非常にアバウトなんですね。その辺をどうされるのか。子どもは市民全体の中に入っていますから、あまりこだわらなくてもいいのではないかと思います。</p>

青木委員	<p>8条に「多様な参加の機会」、「市は多様な方法」とありますが、この辺の言葉が漠然としてすっきりしませんでした。ですが、今出ている子どものことについて条文に載せられるとすれば、文章の意味としてすっきりするかなと思います。また、子どもをどの辺でとらえるかということですが、今までの話合いでも「具体的に示すと枠がせばまってしまう」という内容が多々あったと思いますが、流山市のように、子どものことをあえて載せるという意味を考えると、ここで年齢を限定するのではなく、流山市のように細かく限定せず載せる、ここに載せることに意味があるのではないかと思います。</p>
八木委員	<p>委員長がおっしゃるように、一宮市の個性が出ると思います。枠がせばまらないように気をつけて、あえて子どもに関して入れる。これからの時代を見据えた、これからの一宮市の条例であるがゆえに、個性という部分で補足させてください。</p>
太田委員	<p>私としては理念ということだと思います。市民は、子どもも市民だし、年配者も全部市民なんです。理念で話をするとき、固定観念のようにやられると理念自体が死んでくるのではないかと思います。</p>
谷口委員	<p>太田委員と同じような意見です。ここは、「子どもだから」とか、「子ども扱いして入れない」のではなくて、「そういうことはしない」という表現のほうがより理解しやすいかと思います。一宮市民は、子どもも大人も関係なくすべて市民であって、その市民にはすべてに同様の機会・権利が与えられている。「子ども扱いして入れないという話はしない」という意味だと理解しやすいと思います。</p>
松村委員	<p>「子どもを含む市民」というふうに少し言葉を入れるだけでもいいのではないかと思います。一般的にこういう文面をみると、市民というと成人となると思うのですが、(子どもを含む)という括弧書きでもいいのではないのでしょうか。</p>
古池委員	<p>要は、この条例に、子どもに関してあえて1条設けるかどうかということですね。考え方としては、多様な参加の機会を</p>

山口(昇)委員	<p>市が保障するという中に子どもも包含されると思います。他の条文との比較の中で、あえて子どもだけをいうのではなく、8条の参加の機会の中に包含されていると思います。</p> <p>子どもという言葉で括った場合に、定義が気になります。8条はこのままで、説明の中に、青少年という言葉、「市民には青少年を含む」というような形で補足するのがいいと思います。</p>
松下委員長	<p>2つに分かれました。切迫していますので、挙手で決めましょう。そして、どちらにしても、子どもについては、山口委員がおっしゃったように、少なくとも解説の中には入れるということでしょうかね。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもという別条文をつくる 7人 ・あえて必要ない 7人 <p>同数ですので、私の意見で「つくる」ということでいきます。もう一度通しで見て、考え方が変わりましたらまた審議させていただきたいと思います。</p>
一色委員	<p>流山市には「子どもに対しての自己に関係のある事柄」とありますが、これの意味をどうするのかなと少し議論したほうがいいと思います。</p>
松下委員長	<p>書くとする、どう書くかということですね。一番言いたいのは、子どもが多様な機会に参加して、自分たちの意見を持てるような、あるいは、町のことに関われる機会を設けるべきだと言いたいのだと思います。「自己に関係のある事柄」については、無責任な評論家的なことではなくて、身近なことから子どもたちが自分たちで考えていけることについて特に設けていくということだと思います。</p> <p>条文が難しいのは、子どもは市民の中に入る、8条とダブることを書いても意味がないのです。それより特別な、特殊な、子どもならではのことを特に打ち出して書かないと、法令審査にひっかかってくるということなんです。</p>
八木委員	<p>今回の場合、子どもの意見表明の機会の保障というのが括弧書きにしていますが、内面と外面とあると思います。まず、</p>

<p>松下委員長</p>	<p>内面的には、子どもたちが条例できちんと意見表明できますよという、一宮市はそういうまちなんですというのがあると同時に、例えばインターネットで条文を見たときに、一宮市はあえて子どもに対してこういう部分を入れたんだなという 2 つがあると思います。</p> <p>子どもは自己に関係ある事柄について、ほとんど子どもは学校と家との行き来ぐらいで、休みのときに子ども会とか地域のボランティア活動に関わることがあるのですが、特に今、子どもたちも情報化社会に入ってきますので、子どもたちの情報は莫大に増えていくので、あえて世の中を見て自分たちのまちはどうなのかという意見を言えるような形というのが必要ではないかと思って賛成しているのです。</p> <p>自己に関係あるという表現では狭いのでしょうか。社会性みたいなものを入れた・・・。</p>
<p>今井委員</p>	<p>子どもですので、「関心がある」、「興味がある」というのでは狭いですか。子どもは将来の宝物であり、とても大切だと思うので、条文をぜひ入れて欲しいのですが。「関心がある」、「興味がある」、そういうところから入って行って、成長していくというはどうですか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>「意見表明」ということに私はすごく違和感があって、「子どもを子ども扱いしない」、「市民として除外しないんだ」ということを強く言いたいということが第一だと思うんです。であれば、そういうことがどこかに書いてあればいいと思います。しかし、それでは法令審査にひっかかってしまうのであれば、「子どもが参加しやすくなるような場を、周りの大人たちや参加を促す側が特に育成の視点でもって作るべきだ」という書き方でいいのではないかと思います。「意見表明」というのは違和感があって、子どもが参加しやすくなるような場を周りの大人たちが特別に作っていきましょうというような書き方・表現が意味があると思います。</p>
<p>平井委員</p>	<p>8 条を読んで④⑤が抜けているなと思って質問しようと思っていました。今、実際に、まちづくりに参加している事例を読</p>

<p>松下委員長</p>	<p>んでおりますと、小学生が絵を書いたり作文をかかせたりすると、すごくいいヒントがあって、そこからまちづくりをはじめているという事例があるというのを見まして、子どものころからまちづくりに関心をもつことは大事なことで、効果があることだと思います。石井さんと今井さんの意見をミックスしたような形で表していけたらいいと思います。</p> <p>子どもが「意見を表明できる」というと狭い感じがするので、13条との違いを出して、積極的に参加する、参加できる機会を積極的に設けるということが必要だと思います。子どもがまちづくりについての関心、自己に関心のあることについて、参加できる機会を積極的に作っていくというふうにまとめてみましょうか。</p> <p>これで一回整理しましょう。法令審査にやや心配はありますが、一度作っていきたいと思います。子どもというのを一宮は特色として入れていこうという方向を確認したいと思います。</p> <p>では9条にいきましょう</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p><9条朗読></p>
<p>平井委員</p>	<p>提言の第2章2項の③④⑤が抹消されていまして、どこへいったのかと思っていましたが、元の提言書の「評価」のところに①から⑥まで出ていて、③④⑤が抹消されてまとめられたんだと理解できました。私は、実際に総合計画に関わらせていただいておりますが、市民だけの評価では片手落ちではないか、それだけで事業を進めていくのは妥当なのかと疑問に思っていました。そうしたところ、12月の市広報を読みまして、市長公約の43番「行政評価の推進」で、「第6次一宮市総合計画に盛り込まれた施策を対象に、総合的な評価ができる仕組みを導入します」とありまして、そうだと、これじゃないとおかしいんじゃないかと思いました。市民だけが評価して事業を左右するということは、うまくいかないと思っていましたが、これが表明され、ともども評価に移っていくということができれば安心できるかな</p>

<p>松下委員長</p>	<p>という考えを持ちました。</p> <p>評価の話とここの関係はどういうことですか。9条の2と関連してということですか。</p>
<p>平井委員</p>	<p>提言書の6ページの3項評価の③④⑤がなくなりましたが、評価はとても大切だと日頃から考えており、それがこのように9条の3つにまとめられていて、そういうあたりの説明がいただけたらという気がします。</p>
<p>松下委員</p>	<p>9条については問題ないということですか。</p>
<p>平井委員</p>	<p>提言書にはたくさん書いてありますが、「行政評価の推進」と広報に書いてありますので、行政評価のシステムや仕組みができていくでしょうから、9条にそんなに細かく書かなくてもいいのではないかと思います。</p>
<p>八木委員</p>	<p>12月議会で議員の方でも事業仕分けについて討議をしました。実は、一宮市も行政評価で事業仕分けをやっています。今までは効果があったか、なかったか、これからは有効かどうかということですか。それに関しては企画部長から説明していただけたらと思います。平井委員さんは、それをよく9条の3にまとめられましたねということだと思います。企画部長さんに、「今一宮市は」ということを説明していただければと思います。</p>
<p>一色部長</p>	<p>行政評価の場合ですが、事務事業評価、施策評価というふうな段階を追ってあります。国のほうでされた評価は、事務事業評価です。事務事業評価は、一宮市では平成16年から試行を始めて平成19年までしてきましたが、事務事業評価だけですと限界が見えてきます。事業のランク分けはAからDまでありますが、B以下の事業では、改善をしたり、事業の中身を見直したりしてA事業にどんどん変わっていきますので、数年やっていると、事務事業評価では限界が見えてきてしまうということなんです。三重県の以前知事だった方が最初に事務事業評価を始められましたが、これはすぐに行き詰るなということを示されていまして、一宮市では、事務事業評価から施策の評価に</p>

	<p>移るということで、平成 20 年からの総合計画では、施策評価に移りましょうということを念頭に総合計画を作りました。施策の評価は、その事業が最終的な目的を達しているかどうか、その 1 点なんです。効率的に行われているのかどうかは関係ないんです。例えば、50 人しか集まらない講演会と、500 人集まった講演会とでは、500 人のほうが評価されてしまいます。が、現実には、その講演会はどのような目的だったのかを考えなければなりません。集まった方が 500 人いても、そのあと行動を起こされた形跡がなければ、講演会が盛況であったというだけで、効果としては薄い。50 人しか集まらなくても、講演に同調されて、50 人の方がいろいろな動きをされたとすると、その方が効果としてはあったのではないか。何のために事業がされているのかが重要であって、効率はその後なんです。最終的な事業の目的がしっかり達せられているかどうか、そちらのほうに重点を移したということです。そして、効果が現れているという評価であれば、次に、事業に対してもう少し効率的にできる方法がないかということを考えます。例えば、人を集めるにしても、50 人を集めるに当たり、市民全体からではなく、以前そういうことに関心があった方にダイレクトメールを送るとか、それがいい悪いは別として、より効果のありそうな有効な方に先導的に行動してもらうために、その方たちから波及させる、そういう事業のやりかたのほうがいいんじゃないかという施策の評価に移ったということです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それがこの 9 条の 3 で表現されているということですね。それでは、9 条はよろしいですか。</p> <p>次、10 条です。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>〈第 10 条朗読〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>私から問題提起ですが、10 条の位置づけが、役所の処理の仕方が中心に書かれているので、前のほうに出てくるのではなくて、第 5 章の「市民のための行政」に移ったほうがいいのかなどというのがあります。もう一方の見方では、苦情のなかに市民のニーズや市民の思いがあることを考えるとこの位置にあって</p>

山口(昇)委員	<p>もいいのかなど、両方が微妙な位置かなと思うところです。</p> <p>位置については、一宮はこれをかなり重きに置くという意図もあって、この位置でいいと思います。内容についても、このままでいいと思います。</p>
松下委員長	<p>市民を前面に出して10条を前の方に位置付けるということですね。</p>
浅野委員	<p>この場合、「苦情等への対応」と受身になっていますが、豊田市のように「市民の要望」ということでいかがでしょう。8条の「市民の意見や提案を反映するように」というのとダブルかもしれませんが、「市民の要望の取り扱いについて」など、受身ではなく前向きな条項であればなあと思います。</p>
松下委員長	<p>苦情というとなしかに少々後ろ向きの感じがしますね。</p>
平井委員	<p>提言の③に「行政は、相談窓口を一本化して対応し、たらい回しを行いません」というのが結論になっていますが、ここは大きな括りは「市民参加のまちづくり」ですから、この主語は市民だと思います。「市民が苦情を持っていたときには、立場をよく聞いてくれる。そうあって欲しい」と作ったときは解釈しています。</p>
石井委員	<p>たらい回しをしないというのは10条の1, 2でいいと思います。ただ、提言には、市民の苦情や要望はまちづくりに生かす大事なものと明確に位置付けされたものだったのですが、それが抜けてしまったというのはもったいない気がします。10条の1, 2は豊田市のように、執行機関がどういうことをやるのかを簡単に書いて、プラス書き込むのだとしたら、市民の要望はまちづくりに対するとても貴重なものだという位置づけを書くほうがいいと思います。</p>
八木委員	<p>第10条は、あえてこの位置でいいと思います。「マツモトキヨシ」もまず、苦情をよく聞くことを取り入れて成功しました。私は、そういう意味でもこの位置づけでいいと思います。</p>

松下委員長	<p>この位置づけでいいという意見が多いようですね。「苦情等への対応」という表現がいいのか、「要望・苦情等」としたほうがいいのかですね。苦情というのがやや暗い、後ろ向きのイメージがありますが、山口さんいかがですか。</p>
山口(善)委員	<p>今言われたように、「苦情」という一般的な捉え方からすれば、自分だけがよくなればいいという苦情が圧倒的に多いのが現実です。そういうことからすれば、苦情という言葉自身が好ましい言葉ではないという気がします。</p>
太田委員	<p>基本的に、苦情と要望は全く違います。お願いごとが要望であって、苦情は、なんとかせよというふうに、両者は全く違いますので、そのところを斟酌して、話を進めていただきたいと思います。</p>
松下委員長	<p>解説の中には苦情も要望も入っていますね。いずれにしても市民の申し出に対して誠実に迅速に公正に処理しますとなっています。そして、苦情も要望も両方入っていますが、前面に苦情が出てくるということでやや気になるかなと思うのですが・・・。</p>
谷口委員	<p>「2章 市民参加のまちづくり」の流れを読んでいくと、今までは参加の機会の保障のような話だったのですが、ここは市民側から出てきた具体的なアクションへの取り扱いのような位置付けだと思います。市民側もある程度まちづくりを担うのであれば、例えば提案みたいな話も入ってくるでしょうから、「意見・提案・要望・苦情」のような意思表示に対してどのように対応するのかという書き方だったら、この部分に入っても納まりがいいのかなという気がします。若干書きぶりが変わるかもしれませんが、元は「苦情」だけになっていますが、「意見・提案・要望・苦情等」に関しては、「公正かつ迅速に処理する」ということで、「市民側からのアクションに対してはこういう風に対応します」という書き方ではいかがでしょうか。</p>
松下委員長	<p>建設的な提案をいただきましたが、今のはいかがです。</p>

<p>鵜飼委員</p>	<p>苦情というのはどこまでが苦情かがあいまいで、細かい話や常識外の話はたくさんあります。また要望は、地元の要望として団体で当局へ出すのが要望です。ですから、私個人としては、苦情・要望は入れないほうが良いと思います。意見だけは結構ですが、苦情・要望は入れないほうが良いと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それでは、こういう風にまとめてはいかがでしょうか。見出しを「意見・要望・苦情等への対応」というふうにしたらいかがでしょうか。いいですか。それではそのように直します。 次の11条いきましょうか。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p style="text-align: center;">〈第11条朗読〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>これはだいぶ議論をしましたね。提言書とは違ってきましたが、みなさんの合意でこういう内容になりました。</p>
<p>平井委員</p>	<p>事務局に質問です。常設型の住民投票については省かれています。常設型だとなぜいけないのでしょうか。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>一般論として、常設型のまずさについてどうですか。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>検討委員会の結論として「豊田市のような住民投票」ということでした。豊田市は「事案に応じて」ということで、常設型ではありませんのでお手元のような表現になっています。また、常設型の一般的なデメリットと申しますと、例えば、投票資格が20歳以上という規定があったとしても、事案によっては、もっと若い方、16歳以上の方に投票していただくほうがよいという事態も考えられます。常設型ではこうしたことに対応しづらくなるのが考えられます。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>特に、一宮市の場合は、住民投票を体験しているということもあって、検討委員会ではいろいろな意見が出ましたね。住民投票は○か×かです。どうしてもそれをやらなければならないこともあるかもしれませんが、その前に参加の機会を作って、</p>

	<p>みんなで議論して知恵を出して答えを出していこうよということですよ。なんでもかんでも住民投票という仕組みは好ましくないのではないかと結論に至ったということですよ。余談になりますが、私はあちこちでこういう条例に関わっています。個人的な見解として、住民投票は常設型でいいのではないかと最初は思っていました。ですが、実際には制度設計が難しいですね。テーマによっては、年齢の設定が難しいんですよ。イメージだけで決めても怖いので、そうなると、参加とかさまざまな仕組みをかなり積み重ねていって、そういう訓練を十分にしないと、住民投票というのはなかなかむづかしい制度だなあと最近思うようになりました。</p> <p>住民投票のへそというのは、情報の提供なんですよ。情報の提供の仕方によって答えが違ってくるんです、怖いことに。どうやって公平な情報を提供するか、誰がどのように情報を出すかをきちんと議論してから住民投票のやり方は決めていくべきなんですよ。そのためには、自治基本条例の検討委員会ではなく、住民投票だけの専門委員会で多面的に検討する必要があります。この条例の後に市民参加条例を作っていくことになると思いますが、その中で住民投票を考えていって、多面的な検討を加えることが必要だと思います。とてもむづかしい制度なので、十分な期間をとり多面的な検討をしていただくと思います。</p> <p>それでは、10分ほど休憩します。</p> <p style="text-align: center;">〈休 憩〉</p> <p>松下委員長 12条から始めたいと思います。</p> <p>事務局（企画政策課主査） 〈第12条朗読〉</p> <p>松下委員長 12条については、どうでしょうか。2の最後の句読点は加えてください。よろしいですか。それでは、13条お願いします。</p> <p>事務局（企画政策課主査） 〈第13条朗読〉</p>
--	--

<p>松下委員長</p>	<p>今まで、あいまいになっていた、地域活動団体を位置づけるということです。一宮市の特色の一つだと思います。いかがですか。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>まちづくりの主体というのは、いくつもあっていいものでしょうか。次の非営利活動団体にも主体が出てくるので。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>たくさんの主体があっていいかということですね。もし、主体と書かなければどうなりますか。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>両方とも主体であると言いたいのであれば、「一宮市におけるまちづくりでは地域活動団体と非営利活動団体を主体と位置づけます」と前の段階で入れたほうが分かりやすいのかもしれませんが。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>第5条からすると、市民も主体だし、地域活動団体、非営利活動団体も主体だということですね。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>市民が主体で、その実行部隊として地域活動団体や非営利活動団体があるという位置づけであれば分かりやすいかなと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>主体が分裂みたいな感じになりますかね……。もし違和感がなければ、このままでいきたいと思います。本当は「担い手」なのかもしれませんが、ちょっと引いた表現なので、「主体的な活動を」との思いで主体としたのだと思います。よろしいですか13条？ はい、それでは14条お願いします。</p>
<p>事務局（企画政策課主査）</p>	<p><14条朗読></p>
<p>松下委員長</p>	<p>いかがでしょうか。2項で、非営利活動団体との連携とありますが、地域活動団体の連携はどうかと思いますので、「他の非営利活動団体等との連携」とするとより正確になるかと思います。3項のつながっているという表現は、やや冗長的なので、法制的</p>

事務局(企画政策課主査)	<p>な調製が入るかもしれませんが、思いはこのとおりということですね。よろしいですか。15条お願いします。</p> <p style="text-align: center;">〈第15条朗読〉</p>
松下委員長	<p>一宮市の場合は、例えば1%制度のような先進的な制度に取り組んできておりますので、そういった財政的な支援や情報や場の提供など、様々な支援を行っていくという意味ですが、よろしいですか。</p>
谷口委員	<p>市民が、地域活動団体や非営利活動団体に参加するという支援もあるのではないのでしょうか。</p>
石井委員	<p>たぶんそれは、地域活動団体にあっては第13条4項に入っていると思います。ただし、第14条の非営利活動団体には13条の4項に相当するものがないので、それが入るとよりいいのかなあとと思います。第15条でいう支援というのは、参加とはちょっと違って、例えば場所を提供する、市民が自分の家の一室を託児所として提供するということ等をイメージして提言書では書いたものです。</p>
松下委員長	<p>15条に市民とあえて書いたのは、市民が支援に関わっていく、行政だけでなく市民自身も、いろいろな形があるけれど、支援していくという意味で書かれている部分ですね。</p> <p>第13条と14条は違うと思うんですね。第13条4項は、地域における地域活動団体の重要性を考えて入れていると思うので、第14条とは色分けしているのだと思います。</p> <p>16条お願いします。</p>
事務局(企画政策課主査)	<p style="text-align: center;">〈第16条朗読〉</p>
松下委員長	<p>この規定は、提言との関係はどうなっていますか。</p>
事務局(企画政	<p>「地域づくり協議会」に対する提言がありましたが、それを</p>

策課副主監)	はっきりした言葉ではなく表現するということで、できあがっています。
松下委員長	「地域づくり協議会」は形成過程であるので、固有名詞的に書くのはむつかしいという以前の議論でしたね。それを明確には書かず、その思いを表現したのが 16 条ということですね。
松井副委員長	「地域」という言葉の使い方についてお聞きしたい。この条例では「地域」の定義はありませんが、「地域」はある程度具体的な「地域」、具体的には地域づくり協議会で考えられているような「地域」ということと、この条例全体として使うと考えるとよいのでしょうか。「地域」という言葉が出ているここだけ「住民」で、後は「市民」になっていますが。それは、統一して考えてよろしいのでしょうか。
八木委員	「地域づくり」の定義ということですが、地域とは連区を想定しております。
松井委員	それは、明確なものとして一宮市民には理解されていると考えるとよろしいのですか。
八木委員	私は、そのように理解しています。
谷口委員	「地域づくり協議会」というのは、新しい地域活動団体の一つと考えればよいのですか。
事務局(企画政策課主査)	元々、「地域づくり協議会」というものが今すでに始まっていますが、検討委員会の議論の中では、「しっかり検証が出来ていないのに固有名詞を出すのはどうか」ということでした。ただ、「自分のことは自分で」という地域づくり協議会の趣旨とか精神はたいへんよいことであるということで 16 条があります。地域づくり協議会を想定していますので、こういう書き方になっています。地域づくり協議会は、地域活動団体の一つであると考えています。
松下委員長	そうすると 13 条とのだぶりが気になりますね。16 条の内容が

八木委員	<p>13条とかなりだぶってくると感じますね。</p> <p>以前、地域づくり協議会を説明させていただきましたが、実態は試験的なもので、検証はこれからです。16条の「地域」というのを「連区」と読み替えることもできるので、あえて、こういう文面で幅を広げていただいたほうが私はいいと思います。</p>
松下委員長	<p>「地域づくり協議会」とは書けないから、抽象化して16条に書いて、これがあると、連区を中心としたまちづくりを進めるとっかかりになるということですかね。</p>
平井委員	<p>八木委員の意見と同じです。すでに平成20年4月に要綱が設置されていますので、挙げないわけにはいかないという感じですが、なにぶんモデル的に行われていることですので、このように「地域での」というタイトルになったのかなと私は感じています。</p>
松下委員長	<p>趣旨はそういうことのようなので、これを生かしつつ表現を工夫していただきたいと思います。「連区によるまちづくり」とか「地域づくり協議会によるまちづくり」がうまく表現されているかどうか、もう一つ考えどころでしょう。これから法制審査に入ってきますので、今の皆さんの思いを16条に表現できるよう、思いを生かしていただくような表現を工夫していただきたいと思います。</p>
鵜飼委員	<p>「地域づくり協議会」は西成連区が現在行っていますが、いろいろ問題がありまして、当局も困っていると思います。成功させないといけません、現状では、成功するかどうかははっきりしていません。その点も考えに入れていただきたい。</p>
松下委員長	<p>この条文を生かして、さらに具体化が進むようなとっかかりにしたいですね。とっかかりになるような表現とするよう工夫したいと思います。</p>
浅野委員	<p>18ページの第14条で、「等」を入れるという話がありました</p>

	<p>が、ぜひ入れていただきたいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>はい、「等」を入れるようにします。 それでは、17条お願いします。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>〈第17条朗読〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>前回お話ししましたが、1章に1条でさびしい気がします。いかがでしょうか。</p>
<p>八木委員</p>	<p>逆に、これだけ短くしてあるということは、それだけ責任が重たいなというふうに感じています。委員会の方でも、特別委員会を作って議会基本条例についてもやったらどうだという意見も届いておりますので、そういう部分を含めて、この方がかえって重たいと思いますけど。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>そのあたりの感触は太田委員や八木委員がいちばんよくお感じになっていて、そういう判断を踏まえてこれがいちばん重たいという判断だと思います。いかがですか。 それでは、これでいきましょう。議会基本条例を含めた両輪ですので、引き続きがんばっていただきたいと思います。 18条お願いします。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>〈第18条朗読〉</p>
<p>石井委員</p>	<p>今まで、「市」というのを議会と執行機関というような形で使われていましたが、市長が「市の代表」ということで本当にいいのですか。</p>
<p>山口(善)委員</p>	<p>定義をした以上、「市」は、すべて条文の中で、議会と執行機関を含めた形に置き換わる訳ですね。そういう意味では、「市の代表」が市長ということはありません。議会の代表は議長ですので、これはまずいということですね。</p>

<p>松下委員長</p>	<p>地方自治上は執行機関多元主義といいまして、市長も教育委員会も執行機関なんですね。権力を分けています。ですが、市は一つですから、例えば予算の査定などの総合調整機能を市長が持つという意味で市の代表は市長なんですね。多元主義を否定するわけではなくて、市の代表として市長が一宮市を引っ張っていくという意味ですね。</p>
<p>石井委員</p>	<p>「市」という概念は、議会も含めた形にしましたよね。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>そういう意味では、用語の定義の問題ですので、それは整理します。同じ言葉は全部通して見直します。 19条お願いします。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p style="text-align: center;">〈第19条朗読〉</p>
<p>石井委員</p>	<p>『市民福祉の増進』という言葉をやめませんか」という話を前回しませんでしたか。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>「福祉というと一般的な福祉とってしまうので」という議論はありましたが、それではどう直すのかですね。とりあえず、「市民福祉」で仮置きしておいてください。</p>
<p>八木委員</p>	<p>「効率的」とありますが、第9条で「有効性」を使っていますので「有効的」と言い換えてはいかがでしょうか。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>この委員会では「効率的」はやや冷たい感じがして・・・、「有効」に変えていますよね。それでは、「効果的に」と言うふうにしましょう。 20条お願いします。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p style="text-align: center;">〈第20条朗読〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>第20条の1項は元々ありましたか。</p>

事務局(企画政策課主査)	第20条の1項は、提言の①に「職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、市民と共にまちをつくる意欲をもって」とあり、その部分をこの一言で書き換えたものです。
松下委員長	<p>こういう条文は初めて見ました。悪い意味で言っているのではないですよ。協働というのは何かというと、職員だけが公共的なことをするのではないということです。市民も公共的なことを行う大きな存在だということを認識すると、職員の仕事のやり方が変わってくるということを表していますね。つまり、職員が、自分の都合のいいように市民を利用するというのではないよということをこの1項は表しています。私はそう読みました。</p>
平井委員	<p>以前の議論ではこの3項を生かすということで、「主役が市民」が直されていたり、「市民全体の奉仕者」が「市民全体のために働く」に変わっていたりしますが、3項は生かされていると感じました。</p>
松下委員長	<p>そうでしたね。「全体の奉仕者」の議論がありましたね。よろしいですか。 それでは、21条お願いします。</p>
事務局(企画政策課主査)	〈第21条朗読〉
松下委員長	<p>財政は大事なことなので、特に書きましたということだと思います。</p>
山口(善)委員	<p>内容的には、基本的には、これでよいと思います。しかし、2項の「予測」というのは現実には不可能なんですね。3年ごとの実施計画を私どもも、現状の制度のままという前提で作成していますが、現状はすぐ変わってしまうんですね、予測というものは。政権や税制、国の制度が変わることによって変わってしまい、広く予測を出すとなると行政はウソを言っているのではないかとなってしまいます。予測は完全に狂いますから。資料としては公式に出している部分もありますが、「予測」という言</p>

<p>松下委員長</p>	<p>葉はあまり出していないと思います。あまりそういうことにとられるとどうかなという気がしています。</p> <p>かといって、その場限りということではないですよ。できる範囲で、予測というか展望を示してやっていこうという意図だと思います。趣旨はこのとおりだと思いますので、そういう疑義はあるとしても、趣旨を生かしていきながら条文を作っていくってはどうでしょうか。22条をお願いします。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>〈第22条朗読〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>一宮市だけではなく、愛知県や隣のまち、あるいは関係するテーマのまちなどと、ときには連携しながらいきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>次、第6章実効性の確保をお願いします。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>〈第23条朗読〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>いかがでしょうか。作っただけではだめだということですね。どのようにやっていくかは、これからの制度設計でいろいろあると思いますが、方向性の確認です。よろしいですか。</p> <p>第24条をお願いします。</p>
<p>事務局(企画政策課主査)</p>	<p>〈第24条朗読〉</p>
<p>松下委員長</p>	<p>第23条と連動していると思います。よろしいでしょうか。</p> <p>これでひととおり終わりましたが、石井委員から指摘がありましたとおり、言葉の問題が若干、統一されておられません、専門的な視点で整理していただきます。仮審査をするようですので、そういう視点から見てもらって、こちらの思いが十分に法的に表現されているかどうか見ていく必要があると思います。</p> <p>最後に一つ残っているのが、この条例の名称をどうするかと</p>

八木委員	<p>ということです。今のところ、「市民自治によるまちづくり基本条例」となっています。第1条の目的にも「市民自治によるまちづくり」と書いてあります。前回、八木委員から問題提起がありました。それをもう一度言っていただいて、ここで決めたいと思います。これを今日の最後の議論としたいと思います。</p> <p>考える会の方々には、市民の立場から提言書を作っていただきましたが、いよいよ条例ということになりますと、しっかりとした責任を持って、「一宮市自治基本条例」がいいのではないかと思います。</p>
松下委員長	<p>「まちづくり基本条例」と「自治基本条例」はどう違うかということですが、本当はあまり変わらないのですが、「自治」というと、誰が自治を担っていくのか、主体は誰かということが明確に表現されます。「まちづくり」というと、その結果として、いいまちになっていくという、さらにその先にある目標みたいなものが表現されます。歴史的には、「まちづくり基本条例」から始まって、杉並区が「自治基本条例」としてからそれが多くなっています。最近はまだ「まちづくり基本条例」が盛り返してきたという状況です。名は体を表しますので、条例名称を市民が見て、「私たちがこのまちをつくっていく」「議会も大いにがんばる」「行政も大いにがんばる」ということが表現されているタイトルの方がいいわけですね。しっかり読まなくても中身がパッと分かることが名称の意義です。そうすると「自治基本条例」がいいのか「まちづくり基本条例」がいいのかという分かれ道になってくるわけです。考える会の方が作ったのは「市民自治によるまちづくり基本条例」ということで、市民自治を前面に出しています。市民が主体になってこれからまちを作っていくということが前面に出ているわけですがけれど、しかし市民だけでなく、議会も行政もということになると、提言書の「市民自治による～」というのは適切なのかという問題提起ですね。通して読んで、どちらが名称としてふさわしいかの判断ということになりますね。</p>
八木委員	<p>この検討委員会で最初に「最高規範」という言葉が出ました。「最高規範」ですからこの条例は「一宮市の憲法」です。であ</p>

<p>松下委員長</p>	<p>るならば、今後、この下に住民投票条例があります。そして議会基本条例が出来るという方向性になっていく場面も……。憲法である「一宮市自治基本条例」の中に、投票条例や基本条例などいろいろなものが出てくると思います。ですから、「まちづくり基本条例」の中に住民投票だとか議会では、ぼやけてしまうという危惧もありますので、「一宮市」という責任をしっかりと背負って「自治基本条例」としたほうがいいと思います。</p> <p>今のお話は、議会基本条例を作っていくときに、頭が「まちづくり基本条例」だと、位置づけがはっきりしないのではないかとということです。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>私は、「一宮市」を入れていただきたいと思います。</p>
<p>平井委員</p>	<p>私は考える会を肯定しなくてはいけない立場ですが、他のまちの人に「市民自治によるまちづくり基本条例」というタイトルを言ったら、基本条例の下にまちづくり基本条例がもう一つあるのかしらと思われましたので、「一宮市自治基本条例」がいいのではないのでしょうか。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>時間が経ってきた中、議会基本条例のような具体的な話が出てきた中、最高規範・・・とは書いてありませんが、最高というときに、「まちづくり基本条例」ではややトップとしては落ち着きが悪いというように思えてきたということです。皆さん他にはどうですか。</p>
<p>青木委員</p>	<p>平井委員さんがおっしゃったような、他から言われたケースは、一宮市はこうですと説明できるよいチャンスではないかと思います。一般の方がこれに今度から関わってくるには「まちづくり」という言葉が分かりやすいと思います。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>23 連区をまとめようとする大変です。連区長を頭にして、まちづくりをいろいろな形で進めていくべきで、「一宮市」とつけていただきたい。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私は「一宮市市民自治基本条例」がいいと思います。「まちづ</p>

	<p>くり」というのは確かに万人受けして便利な言葉ですが、曖昧な部分があります。いい意味で曖昧な場合もあって、いろんな人を巻き込むには「まちづくり」は非常に分かりやすい。が、いざと言うときの逃げ道にもなりやすい。私は、ずっと議論してきた中で、「市民がしっかりと一宮市の将来を担いましょう」という議論をしてきたと思うので、「市民自治だ」、「市民自治の基本条例だ」、「一宮市の市民自治基本条例だ」といったほうが迫力あるというか、決意がハッキリ出ると思います。先ほど青木委員が言われた、「何？」と聞かれてそれに答えるということはとてもいいアクションだと思うので、まちづくりということで曖昧に伝わっていくよりは、一宮市は市民自治基本条例を持っているということを言ってから、そういったアナウンスをする機会を作っていくということに使っていくことは、それぞれが理解をしていくには非常にいいかなと感じます。委員長が仰った、「自治は誰が担うんだ？」ということ是非常に重要だと思います。タイトルで市民自治だと謳った方がよいと思います。</p>
石井委員	<p>谷口委員の意見に近いです。八木委員の言う、議会基本条例等もあり、最高規範性を担保するために「自治基本条例」というのは、すごく魅力的だし説得力のあるお話ですが、「市民自治」という実態がまだ弱い現状において、それを何とか変えていきたいという思いが条例を制定する際のバックグラウンドにあっただと思います。もちろん、議会も執行機関もまちづくりの重要な担い手だと思いますが、決意を表す意味で「市民自治」というのが入っていたほうがいいかなと。そうすると、「市民自治によるまちづくり基本条例」では、最高規範性がちょっとということであれば、先ほど谷口委員が言われたような「市民自治基本条例」というのもありかなあと思います。</p>
松村委員	<p>最高規範になるものなので、「まちづくり」だとぼやけてしまうということで、「一宮市自治基本条例」がいいかなと思ったんですが、谷口委員のお話を聞くと、他市が全部同じ名前なので、「市民自治」を入れることにより独自性が出るのかなあと感じました。</p>
松下委員長	<p>「市民自治基本条例」というとやや狭いかなあという感じが</p>

八木委員	<p>しますねえ。</p> <p>補足させてください。あえて、「一宮市自治基本条例」というのは、自治の基本条例を今作っています。その元は、市民も含めてすべてが一宮市なんですよね。そのすべての最高規範である「一宮市自治基本条例」を作って、細部を積み上げていこうねという話なんです。作るだけではだめで、運用して結果を出すことで、将来の子どもや孫のために今われわれがやっているということなんで、やはり、この名称というのは、市民を含めて、住んでるまち、道路、川、すべてを含めて一宮市ということなんです。なぜその思いが強いかというと、私たちは合併をしたまちなんですよ。100年という歴史の木曽川町が、一宮市というまちに合併をして、私たちは一宮市というまちをこれから大切に育てたいという思いがあるので、この一宮市という気持ちは外せないというのがあります。</p>
古池委員	<p>この時代であるからこそ、この地域が自主自立でいくんだという意思表示だと思います。それがすべての理念だと思いますので、余分なものは入らないと思います。「自治基本条例」でいいと思います。</p>
松下委員長	<p>「自治基本条例」の中に「市民自治」は入っていて、それをトータルしたものということですね。</p>
浅野委員	<p>これから始まるという意味で……。現状でいけば「まちづくり」でも、とも思いますが、最高規範的なものということもあり、八木委員が言われる「一宮市自治基本条例」でいいのかなと思います。</p>
今井委員	<p>私も、「一宮市自治基本条例」でいいと思います。まだ、過渡期ですし、インパクトも大事なので、これでいいと思います。</p>
山口(昇)委員	<p>どうしても、「市民による」という部分は外したくないと思います。ボトムアップで出来たということで、気持ちが伝わると思います。上から降りてきたものだったら、どんなに内容がよくても、「そんなものか」となってしまいますが、市民一人ひと</p>

<p>太田委員</p>	<p>りが協働で作上げたものだという意識を持ってほしいということでしたら、「市民自治」は外したくないと思います。</p> <p>市民、議会、行政、これが三位一体で作上げてきたものですから、ぜひ、「一宮市自治基本条例」でお願いしたいと思います。</p>
<p>松井副委員長</p>	<p>やはり、名称は、市外の者ではなく、市民の皆さんで決められるのがいいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>全体に、「自治基本条例」が多かったと思います。多少、文言を入れ替えることになるとと思います。大きくは変わらないと思います。大きくは変えないで、「市民自治によるまちづくり」というところは、例えば、目的にある「市民によるまちづくりを推進する」を無くすということではなく、ここは柱ですので、そういうものを生かしながらタイトルを「自治基本条例」にする、要するに、議会・行政・市民が連動して、もちろん市民によるまちづくりは大事だけれど、それを基本にすえつつも、やっぱり議会、行政にも大いがんばってもらおうということだと思います。そういう思いでみなさん「自治基本条例」がいいんじゃないかという結論になったと思います。これは、8回議論した中で多面的な議論をした結果だと思います。ですから、「自治基本条例」という名称にして、一部変更があるかもしれませんが、一度、法令審査にかけて、あと3回会議がございますので、別の視点で表現を工夫してもらいたいと思います。</p> <p>それでは、今日はこれで終了したいと思います。</p> <p>次は「その他」ですね。事務局からお願いします。</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>次回の会議は、1月11日（月・祝）ファッションデザインセンターで行いますので、よろしく申し上げます。次回は、前回と今回の内容を踏まえた修正案を事務局から提示させていただきたいと思います。現在、役所内で法制担当と協議をしております、間に合えば、ご提示させていただきたいと思います。1月24日には、最終案の確認をさせていただき、2月7日には市長へ答申の方向でお願いしたいと思います。</p>

松下委員長	現在、法制担当との議論のポイントは何ですか。
事務局(企画政策課長)	わかりやすい条文ということで、文体が「ですます調」になっていますが、こういった条文は市ではあまりございません。「ですます調」に合う文体に表現を変えなくてはいけないということがあります。
松下委員長	<p>どこでもそうですが、法制担当は「ですます調」を嫌がるんですが、ここは、あくまで「ですます調」でがんばって欲しいと思います。検討委員会での要望ということで、お願いしたいと思います。それだけでも、画期的なことなんですね。また、確定しないと出せないと言われたいと思いますが、次の11日には、途中でも結構なので出してほしいと思います。矛盾点等見えてくると思いますので、早めをお願いしたいと思います。</p> <p>他にございますか。それでは、ありがとうございました。</p> <p><u>会議終了 (16:00)</u></p>